

商工会だより

発行：高山西商工会

令和6年度「税理士による税務個別相談会」のご案内

令和6年分の個人事業者対象の税務個別相談会を計5日間開催します。相談を希望される方は、申込用紙(別紙「税理士による税務個別相談会(無料)のご案内」)又はお電話にて事前にお申し込みください。些細なことでも結構ですのでお気軽にご相談ください。

《一之宮会場》

日時:2/26(水)10:00~16:00
日時:3/13(木)13:00~17:00
場所:高山西商工会館

《清見会場》

日時:2/18(火)10:00~15:00
日時:3/10(月)13:30~16:30
場所:高山西商工会清見支所

《荘川会場》

日時:3/6(木)13:30~16:30
場所:高山西商工会荘川支所

※相談は1時間までとさせていただきます

「Canvaのスマホアプリで『ショート動画』入門編セミナー」参加者募集中

Canva(キャンバ)は誰でも無料で使えるデザインツールです。このセミナーでは、スマホのCanvaアプリを使って、簡単なショート動画を実際に作成します。SNSでの動画投稿などにご興味をお持ちの方は是非この機会にご参加ください。

【開催日時】2月20日(木)19:00~20:30

【開催場所】ウッドフォーラム飛騨 会議室(高山市清見町三日町165)

【講師】川合 さおり 氏(岐阜県よろず支援拠点コーディネーター)

【申込方法】高山西商工会へ電話又はFAX(申込書はHPでダウンロード可)でお申し込みください。《詳細》



「サイバーリスク対策セミナー“サイバー攻撃を取り巻く現状と対策”」のご案内

昨今、サイバー攻撃を受ける対象は大企業に限らず、中小企業への攻撃も頻発しており、事業継続性の観点から、サイバーリスク対策は極めて重要な取組となってきています。本セミナーでは、「いま企業に求められるサイバーリスク対策」について、サイバーセキュリティに精通する弁護士から経営者目線での解説があります。

【開催日時】2月17日(月)14:00~16:00

【開催場所】ZOOMによるオンラインセミナー

【講師】星野悠樹 氏(八雲法律事務所弁護士・情報処理安全確保支援士・ITストラテジスト)

【対象者】経営者・管理者・情報セキュリティ担当者等

【申込方法】右のQRコードよりお申し込みください。申込期限:セミナー開始前
申込コード欄へは「RJJ66」とご入力ください。

【問合せ先】あいおいニッセイ同和損害保険(株) 岐阜支店 TEL:050-3461-6262

《詳細》《参加申込》



「令和6年度管内景気動向調査(第3四半期)」の集計結果について

高山西商工会では、年度ごとに管内(一之宮町・清見町・荘川町)所在の小規模事業者15者を選定し、四半期に一度、景気動向調査を実施しています。第3四半期(10~12月)の調査結果を取りまとめましたので、地域経済状況の把握並びに将来予測等、経営における参考資料としてご活用ください。



《報告書》

「小規模企業景気動向調査(12月期)」の報告書について

本報告書は、全国の商工会地区に所属する小規模企業の景気動向調査の結果を取りまとめたもので、小規模事業者の皆様へ提供し、経営活動の一助となることを目的としています。

《報告書》



令和6年度高山西商工会 会員実態調査カルテの提出について(お願い)

令和6年11月に全会員様へ配布いたしました実態調査カルテにつきましては、ご多忙の折、大変恐縮ではございますが今後一層の伴走型支援の推進を図るため、ご記入の上ご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、カルテには重要な個人情報が含まれていますので、商工会で適切に管理するとともに、定期的に更新を図ってまいります。

未提出の事業者様は調査へのご協力をよろしくお願いいたします。提出書類を失くされた場合などは、商工会にご連絡いただければ再度お送りさせていただきます。

【提出期限】随時受付。未提出の会員様へ個別に提出のご依頼をすることがあります。

【提出方法】同封の事務局あて封筒で郵送又は最寄りの事務所にお届けください。

【問合せ先】高山西商工会一之宮本所 電話:0577-53-3112

《令和5年度集計結果》



一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ログインアカウント

WEBセミナー
ログインID:2033
パスワード:2033
(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫
マル経融資利率
1.65%
(令和7年1月28日時点)

「GビズIDプライムアカウント」の取得について

GビズIDプライムアカウントを取得することにより、補助金申請や事業継続力強化計画などの認定申請、労働保険の手続き等、複数の行政サービスをインターネット上で利用することができます。今後の補助金活用等を見据えて、今のうちから取得されることをお勧めします。

今後公募が予定されている小規模事業者持続化補助金の申請にも、GビズIDが必要になる見込みです。



《詳細》

「事業再構築補助金」第13回公募が開始されました

本補助金は、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

【基本要件】 ※その他事業類型ごとに補助対象要件あり

- ① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画を金融機関等や認定経営革新等支援機関(商工会等)と策定し確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額を年平均成長率3～4%(事業類型により異なる)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3～4%(事業類型により異なる)以上増加させること

【対象事業】 建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工・設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成・媒体掲載・展示会出展等)、研修費等

【補助金額】 [成長分野進出枠(通常類型)]100万～7,000万円(補助率:1/3～2/3)

[成長分野進出枠(GX進出類型)]100万～1億円(補助率:1/3～2/3)

[コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)]100万～1,500万円(補助率:1/2～3/4)

【申請期限】 3月26日(水)18:00

【申請方法】 電子申請のみ(GビズIDプライムアカウントの取得が必要)



《詳細》

「中小企業省力化投資補助金」のご案内

本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入する際にかかる経費の一部を補助するものです。

【対象者】 人手不足の状態にある中小企業等

【対象事業】 カタログに掲載されている製品の導入(製品カテゴリーや登録製品は随時追加されます。また、事業者の希望により製品カテゴリーや登録製品は追加される可能性があるのご相談ください。)

<掲載されている製品カテゴリー>

清掃ロボット、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分システム、無人搬送車、スチームコンベクションオーブン、券売機、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー、測量機、丁合機、飲料補充ロボット、印刷用紙高積装置、印刷用インキ自動計量装置、段ボール製箱機、印刷紙面検査装置、鋳物用自動バリ取り装置、デジタル加飾機、自動調色システム、蛍光X線膜厚測定器、印刷用紙反転機、原材料自動計量混合搬送装置、5軸制御マシニングセンタ、トムソン加工自動カス取り装置、産業用枚葉デジタル印刷機 ※製品カテゴリー毎に対象業種が限定されています。

【実施期間】 交付決定日(申請から概ね1～2ヶ月程度)～12ヶ月以内

【補助率】 1/2以内

【補助金額】 従業員数5名以下…200万円(一定以上の賃上げを達成した場合300万円)

従業員数6～20名…500万円(一定以上の賃上げを達成した場合750万円)

従業員数21名以上…1,000万円(一定以上の賃上げを達成した場合1,500万円)

【申請期限】 随時受付中

【申請方法】 電子申請のみ(GビズIDプライムアカウントの取得が必要)

【問合せ先】 コールセンター ナビダイヤル:0570-099-660 IP電話等から:03-4335-7595



《詳細》

労働安全衛生法に関する各種手続きの電子申請義務化について

令和7年1月より、以下の手続きについて電子申請が義務付けられました。今後は、原則、電子申請による届出をお願いします。(やむを得ない場合に限り、書面による提出が可能です。)

労働者死傷病報告を書面で提出する場合については、休業日数にかかわらず、旧様式第23号のみ(休業4日以上用の様式)に限られます。書面による提出をされる際はご注意ください。

電子申請を利用するにあたっては「e-Govアカウント」の登録が必要となります。

※GビズIDやMicrosoftアカウントをお持ちの方は当該アカウントでご利用いただけます。

※休業日数が0日の場合は従来どおり、提出不要です。



《e-Gov》

<原則、電子申請が義務付けられる手続き>

◆労働者死傷病報告(様式第23号・第24号) ◆有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)

◆総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告(様式第3号)

◆定期健康診断結果報告書(様式第6号) ◆心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書(様式第6号の3)

◆有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2) ◆じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)

電子申請の手続き等でご不明点がある場合は、高山労働基準監督署安全衛生課(0577-32-1180)までお問合せ下さい。